

誰にでも関係のある

「不動産」について、考えていきましょう！

⑩ 不動産相続登記の義務化について

～2024年4月からの相続登記の義務化について 内容を再確認しましょう～

1. 不動産の相続登記とは？

亡くなった方(被相続人)から土地や建物などの不動産を相続したとき、相続人へ名義変更する手続きのことです。



2. 相続登記義務化の内容

民法と不動産登記法等の法律改正により、義務化されたものは2点あります。一つが「相続登記の申請は3年以内」という内容と、もう一つが「所有権の登記名義人の氏名または名称、住所の変更の登記申請を5年以内」というものです。

3. 相続登記しなかったときのペナルティ

もし相続登記を3年以内に申請しなかったとき、何かペナルティはあるのでしょうか。今回の改正では「正当な理由なく怠れば10年以下の過料が課される」とされ、可能性としてはあり得ます。

4. いらない土地を国庫に帰属させることも可能に

相続した土地を、法務大臣(法務局)に申請し、承認を得たうえで国庫に帰属させる制度です。つまり「いらない土地を国有地にしてもらう」ことができます。ただ、相続人のモラルハザードを防ぐため、一定の要件が定められています。

5. 相続登記の手続き

相続する土地を管轄する法務局で行うのですが、遺言書があれば誰が土地を相続するか示されているはずなので、比較的スムーズに進むでしょう。また相続人が少ないケースも、手間はかかりますが自分で申請することも可能です。

相続義務化についての内容など詳しく知りたい方は、お気軽にお問合せください！



次回は
「⑩ 土地のトラブルQ&A」をお伝えします。

台風に備えてできることは？ ～自分でできる防災・減災～

台風で発生する被害とは？

雨による災害	・氾濫 ・洪水 ・浸水
風による災害	・暴風 ・高波 ・高潮
雨と土砂による災害	・土石流 ・がけ崩れ ・地すべり

台風が来る前に確認しておきたいポイント

過去の被害状況

被害の内容や被害規模など、周辺地域の過去の被害状況を参考に備えを検討しましょう。



ハザードマップ

国土交通省によって、洪水・土砂災害などのリスクや、土地の特徴、成り立ちを確認できるハザードマップが作成されています。

土砂災害危険箇所

各都道府県で、土砂災害が起こりうる場所を土砂災害危険箇所に指定し、それぞれ公表しています。

避難経路と避難場所

過去の被害状況やハザードマップ、土砂災害危険箇所の情報から、被災したときに避難する場所や行き方を家族で確認しましょう。

避難のタイミング

台風によって大きな被害が出れば、避難が必要となりますが、逃げ遅れて孤立するケースが多々あります。避難が遅れば、自分と家族の命が危うくなってしまいます。

不動産・相続に関する様々な情報を
You Tube にて発信中！！

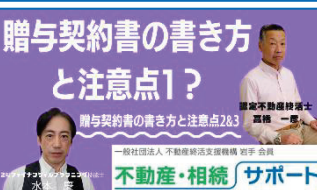


< 編集後記 >



暑い夏は冷たいスイーツが恋しくなりますね。農林水産省がレシピを公開しているミルク氷をご存じですか？フリーザーバックを利用して作るのでかき氷機いらずで簡単にできます。

- ①牛乳100mlに砂糖(大さじ4)を入れ、温めて溶かす。
- ② ①に牛乳を300mlを足し、フリーザーバックに入れる。
- ③冷凍庫で約5時間冷やす。シャリシャリ状態になったら揉んで氷を崩して完成です！



当社ホームページ

▶ 当社公式
You Tubeチャンネル
をご覧ください

視聴は
こちらから→



<https://www.fudosan-sozoku.net>

Googleにて
『不動産・相続サポート百万石建設(株)』を検索

会社情報など掲載しています！

不動産・相続の問題解決で、クリアなセカンドライフを！

不動産・相続 サポート

百万石建設株式会社 建築事業部

〒028-3615

岩手県紫波郡矢巾町南矢幅6-606

(一社)不動産終活支援機構岩手会員
(一社)岩手県宅地建物取引業協会 会員
宅地建物取引業 岩手県知事(1)2709号

お気軽にお電話ください。

TEL.019-697-1500

不動産・相続
サポート
ホームページ



メール
登録



ライン
登録

